

秋田県条例第二十一号

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成九年秋田県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十三人」を「四十一人」に改める。

別表能代市山本郡の項中「四人」を「三人」に改め、同表大仙市仙北郡の項中「五人」を「四人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。